

本市の認知症施策について

本市の認知症施策について

政令市の中で高齢化率が最も高い本市では、認知症施策は喫緊の課題と捉えており、平成27年3月に「北九州市オレンジプラン」を策定し、「市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』」を基本理念に総合的な認知症施策を推進してきました。

その後、平成30年3月に改訂し、7つの柱を設け、認知症に対する正しい知識の習得や、認知症の方やその家族をはじめ、すべての市民にとって暮らしやすい都市を目指し、取組みを推進してきました。

施策1 認知症への理解を深め「やさしい地域づくり」の推進

主な取り組み：認知症サポーターの養成

認知症に関する普及啓発

施策2 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

主な取り組み：ものわすれ外来の設置

認知症対応力の向上のための研修

施策3 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

主な取り組み：認知症・介護家族コールセンターの運営

認知症行方不明者への対応（位置探索サービス事業 等）

施策4 認知症予防の充実・強化

主な取り組み：生活習慣病予防・重症化予防のための健康教育の実施

介護予防・健康づくり教室等の開催

施策5 若年性認知症施策の強化

主な取り組み：若年性認知症支援コーディネーターの配置

若年性認知症に関するハンドブック等の作成・配布

施策6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

主な取り組み：北九州市オレンジ会議の開催

施策7 権利擁護・虐待防止の充実・強化

主な取り組み：成年後見制度の利用促進

高齢者虐待対応職員のレベルアップ

北九州市オレンジプラン（令和3年3月改訂版）

1 計画の位置づけ

この計画は、介護保険法（第117条）に規定されている「介護保険事業計画（第8期）」、老人福祉法（第20条の8）に規定されている「老人福祉計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」を包含した「第2次北九州市いきいき長寿プラン」のうち、認知症施策に関する内容をまとめたものです。

2 計画期間

（1）計画期間

令和7年まで

※ 平成30年に改訂した本市オレンジプランにおいて、計画期間は、国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の計画期間と同様の令和7年としています。

（2）各種事業の目標設定年度

令和5年度末まで

3 改訂に向けた基本的な考え方

今回の改訂は、各種事業の目標設定年度に到達したことによるものであることを踏まえ、計画の基本的な考え方は、前期北九州市オレンジプランの考え方を引き継ぐこととしています。

一方、令和元年6月に国が策定した「認知症施策推進大綱」において新たに示された考え方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化及び実態調査の結果等を踏まえた見直しを図りました。

認知症に関する実態調査の結果

今後の認知症施策を検討する際の基礎資料とするため、令和2年度、「認知症に関する意識及び実態調査」及び「若年性認知症実態調査」を実施しました。

なお、実態調査の結果については、オレンジプラン（令和3年3月改訂版）に掲載しています。

1 「認知症に関する意識及び実態調査」について

(1) 調査対象者及び回収率

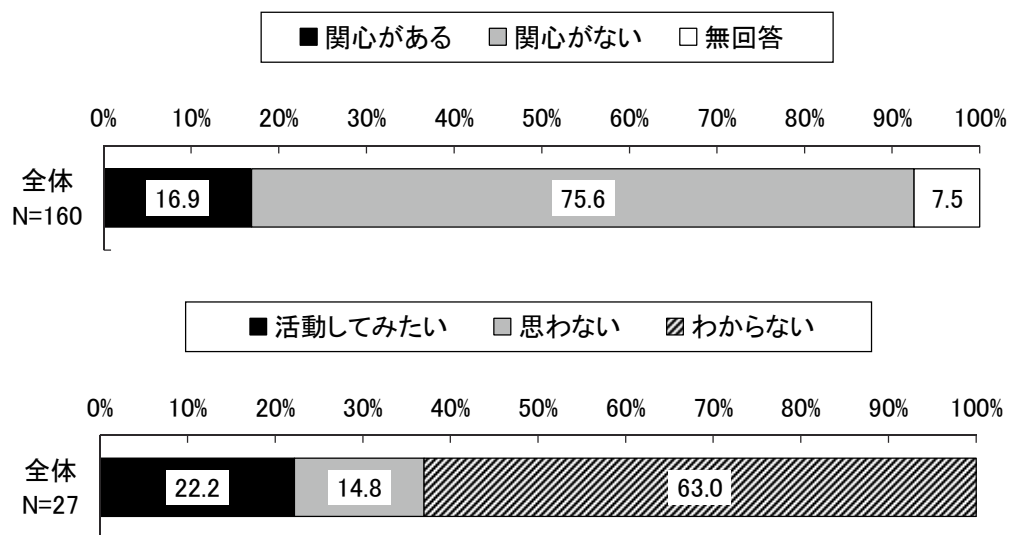
| 区分 | 対象 | 送付数 | 回収数 | 回収率 |
|-----------|------------------------------|-------|-----|-------|
| 在宅高齢者及び家族 | 65歳以上の要介護認定を受けている在宅の高齢者とその家族 | 2,000 | 682 | 34.1% |
| 医療機関 | 市内の病院・診療所 | 1,044 | 596 | 57.1% |
| 居宅介護支援事業者 | 市内の居宅介護支援事業者 | 350 | 253 | 72.3% |

(2) 調査実施期間

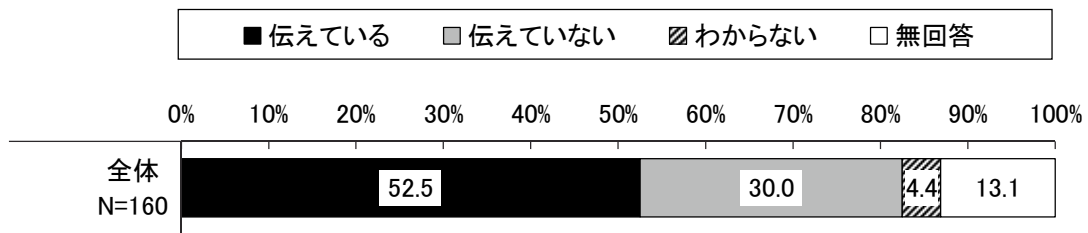
令和2年8月28日から令和2年9月30日

(3) 結果

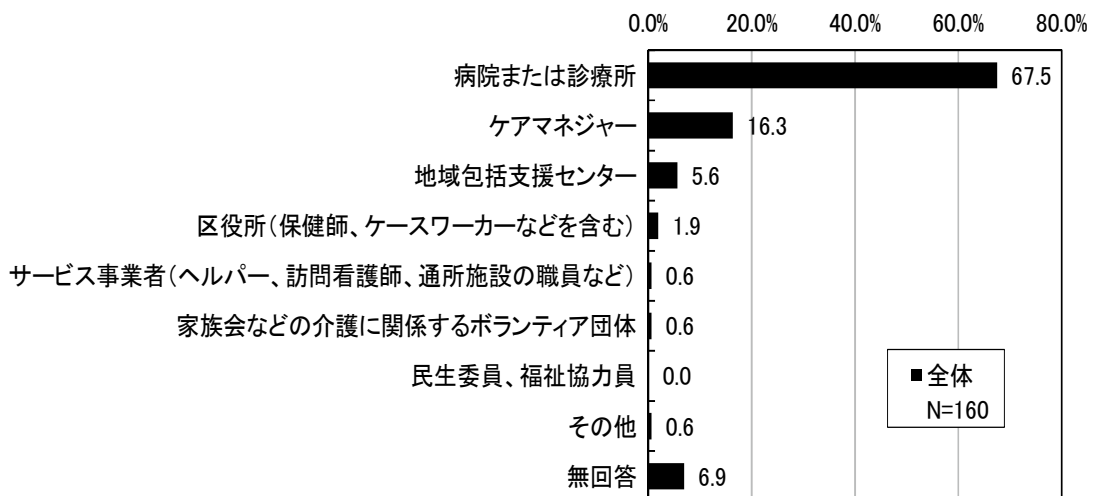
①認知症の方（本人）による自身の思いを発信する活動についての関心の有無



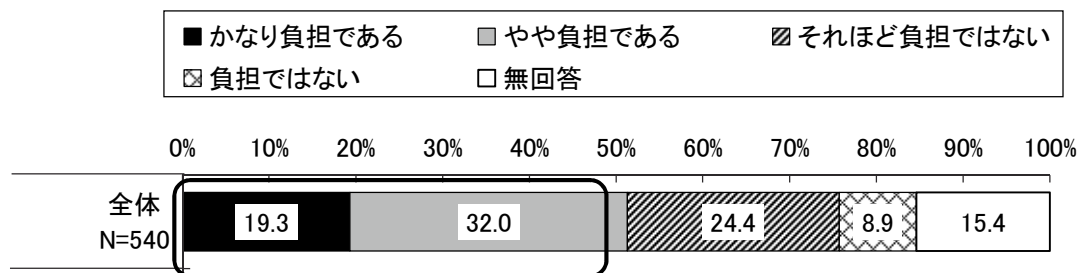
②家族が認知症であることについての近所への説明



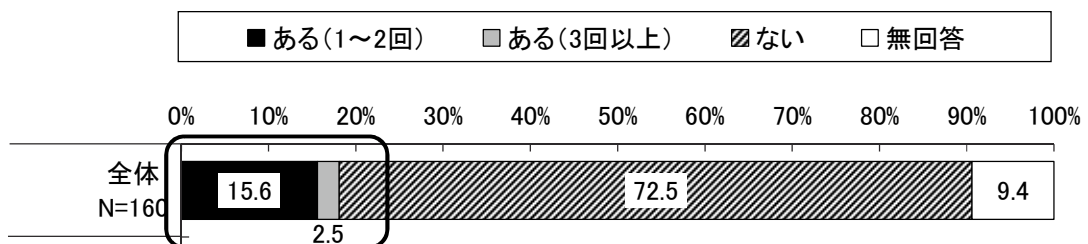
③認知症に気づいたときの相談・受診先



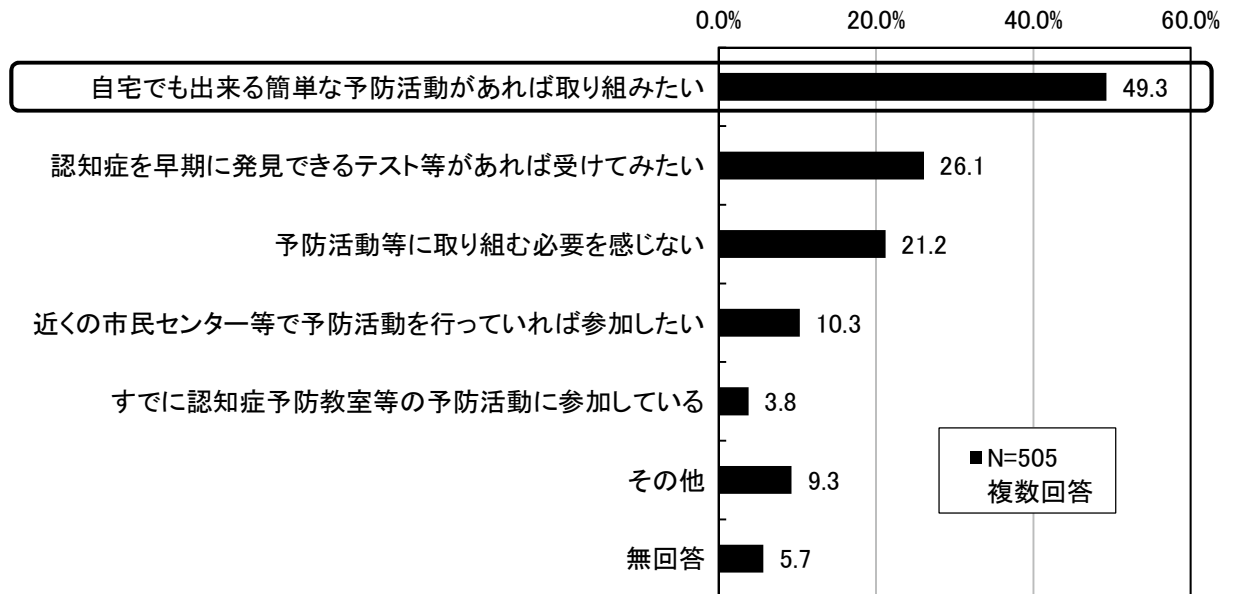
④家族（主な介護者）の介護の負担感



⑤認知症の方の行方不明の経験の有無



⑥認知症の症状がない方の認知症への予防意識



⑦認知症施策についての認知度（各事業を知らない方の割合）

- ・ 認知症サポーター養成講座：66.6%
- ・ 認知症サポーターメール：80.1%
- ・ 見守りサポーター派遣事業：75.4%
- ・ 認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステム：69.5%
- ・ 認知症高齢者等位置探索サービス事業：73.5%
- ・ 認知症介護家族交流会：70.5%
- ・ 認知症カフェ：71.6%

2 「若年性認知症実態調査」について

(1) 調査対象者及び回収率

(一次調査)

対象機関に対し、若年性認知症の方の対応の有無を調査するとともに、対象機関を通して二次調査に協力できる若年性認知症の方・家族の有無を調査しました。

| 対象機関 | 送付数 | 回収数 | 回収率 |
|-------------|-------|-----|--------|
| 医療機関 | 1,044 | 500 | 47.9% |
| 居宅介護支援事業所 | 350 | 224 | 64.0% |
| 障害福祉サービス事業所 | 308 | 211 | 75.0% |
| 各区役所 | 14 | 14 | 100.0% |
| 計 | 1,716 | 949 | 55.3% |

(二次調査)

一次調査により「若年性認知症の方に対応した」と回答した対象機関の担当者に対して利用者の状況に関する調査を行うとともに、対象機関を介して「二次調査に協力できる」と回答した本人・家族に調査を行いました。

| 区分 | 送付数 | 回収数 | 回収率 |
|-------------------------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 「若年性認知症の方に対応した」と回答した対象機関 | 54 機関 (103 人分) | 36 機関 (60 人分) | 66.7% (58.3%) |
| 「二次調査に協力できる」と回答した本人・家族 (対象機関を通じて送付) | 25 人 (重複有) | 6 人 | |

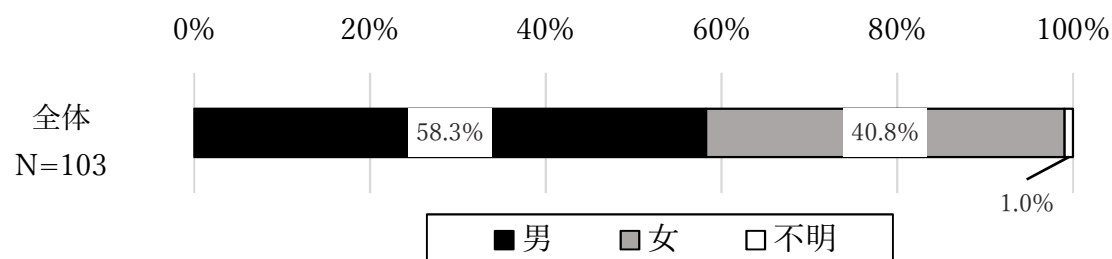
(2) 調査対象期間と実施期間

一次調査：調査対象期間 平成31年4月 1日～令和2年 3月31日

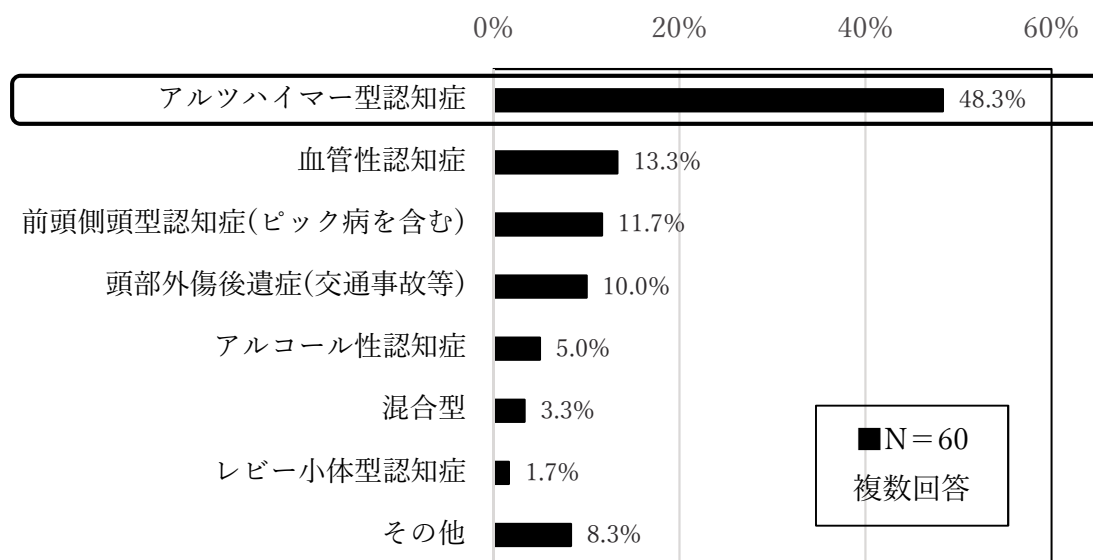
二次調査：調査実施期間 令和 2年8月27日～令和2年11月20日

(3) 結果

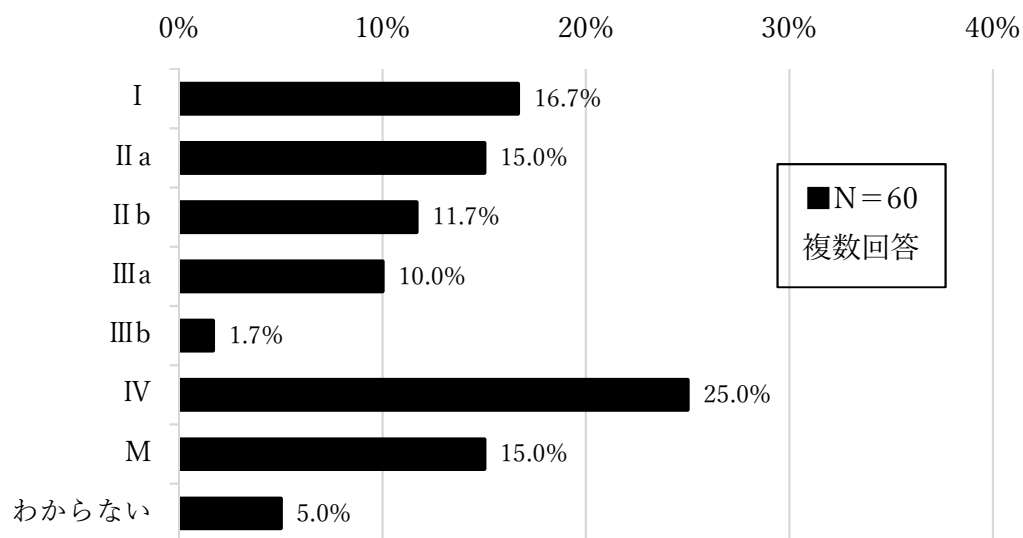
①本人の性別



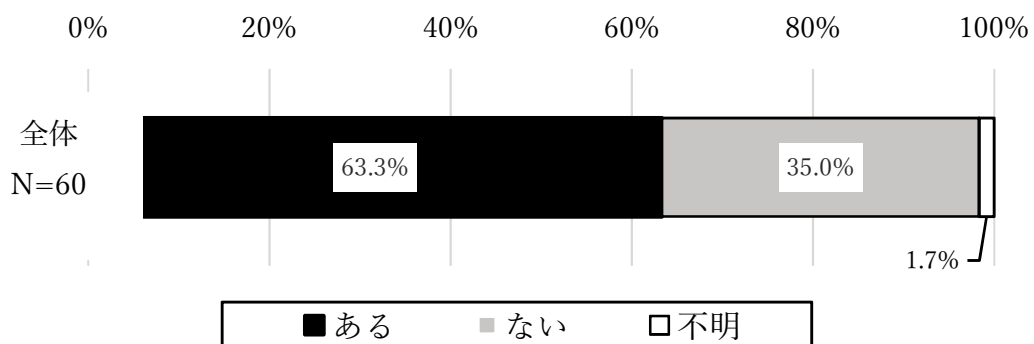
②診断名



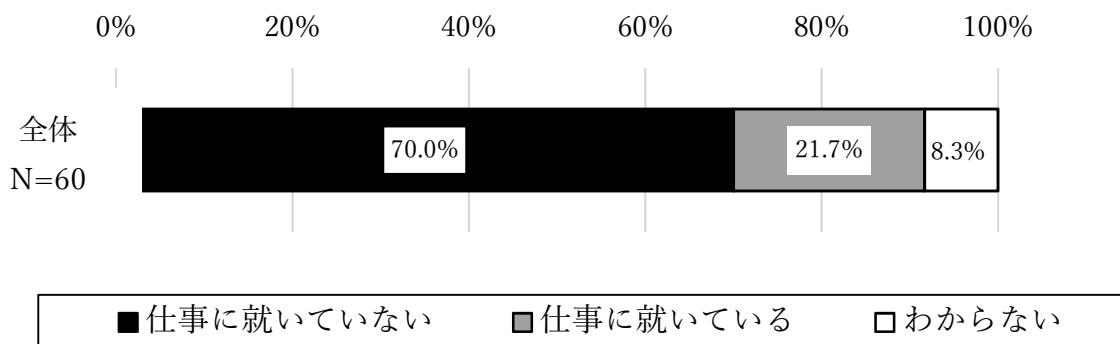
③調査時の認知症自立度（認知症高齢者の日常生活自立度）



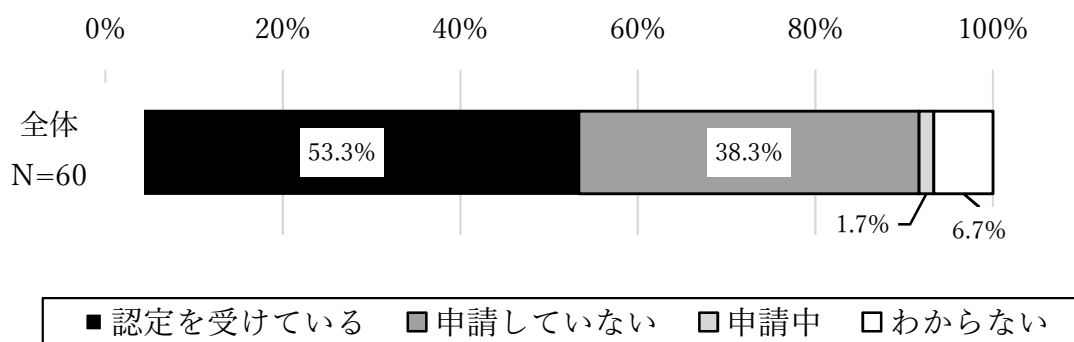
④ B P S D（認知症の行動と心理症状）がある方

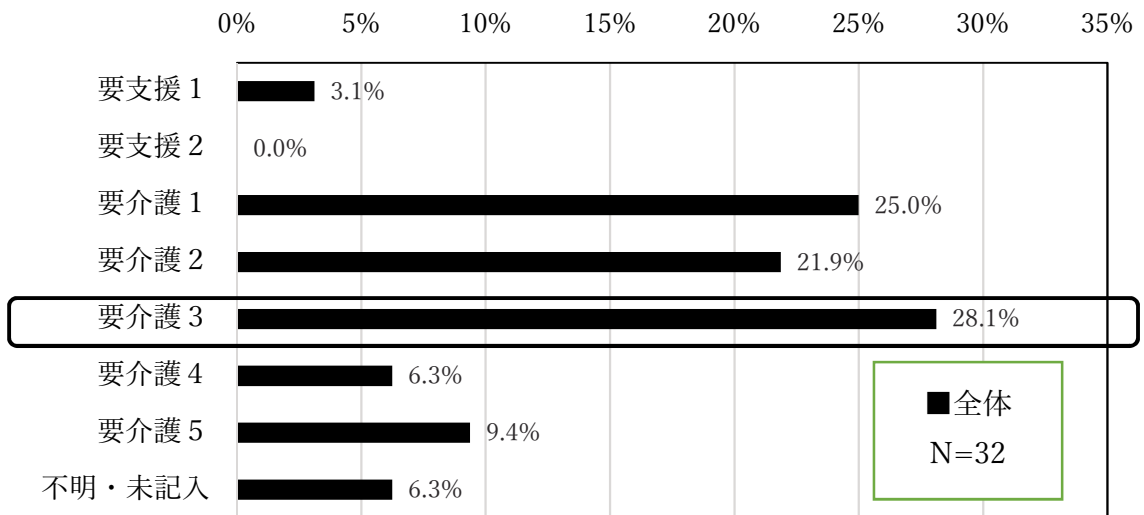


⑤ 調査時の就労状況

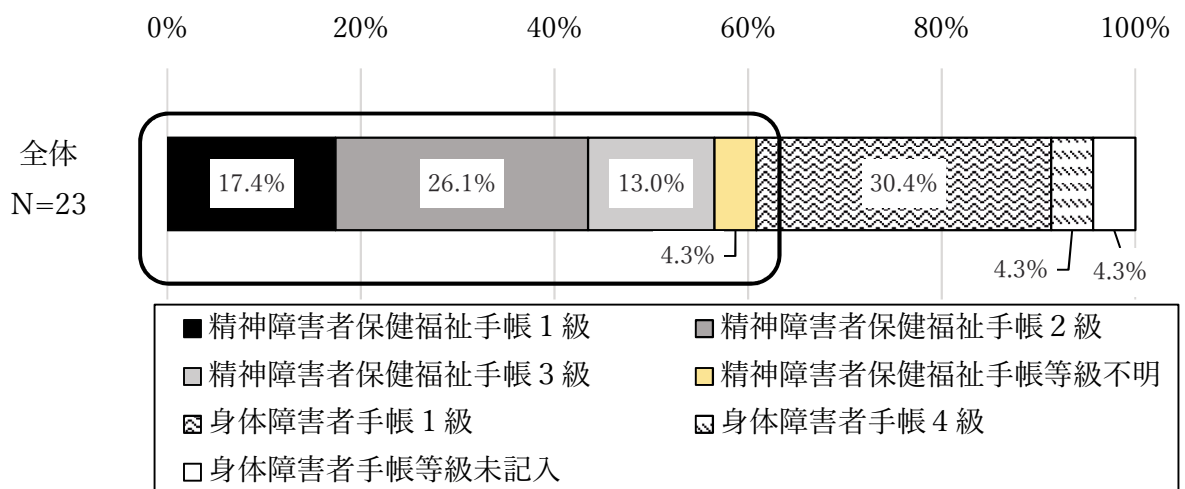
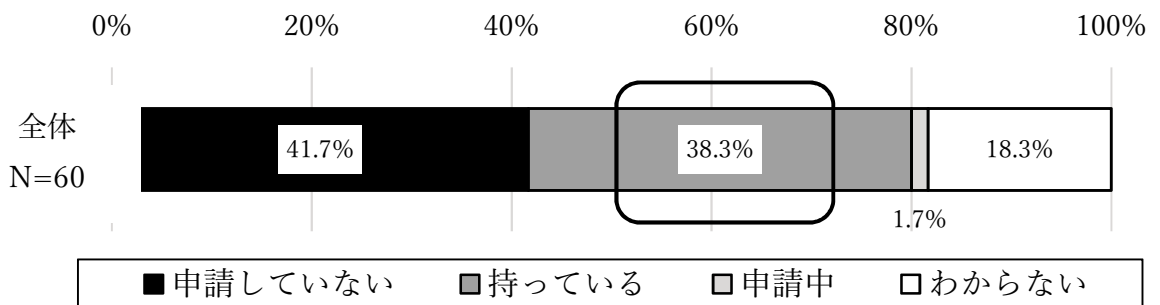


⑥ 調査時の要介護認定の申請状況及び要介護認定の詳細

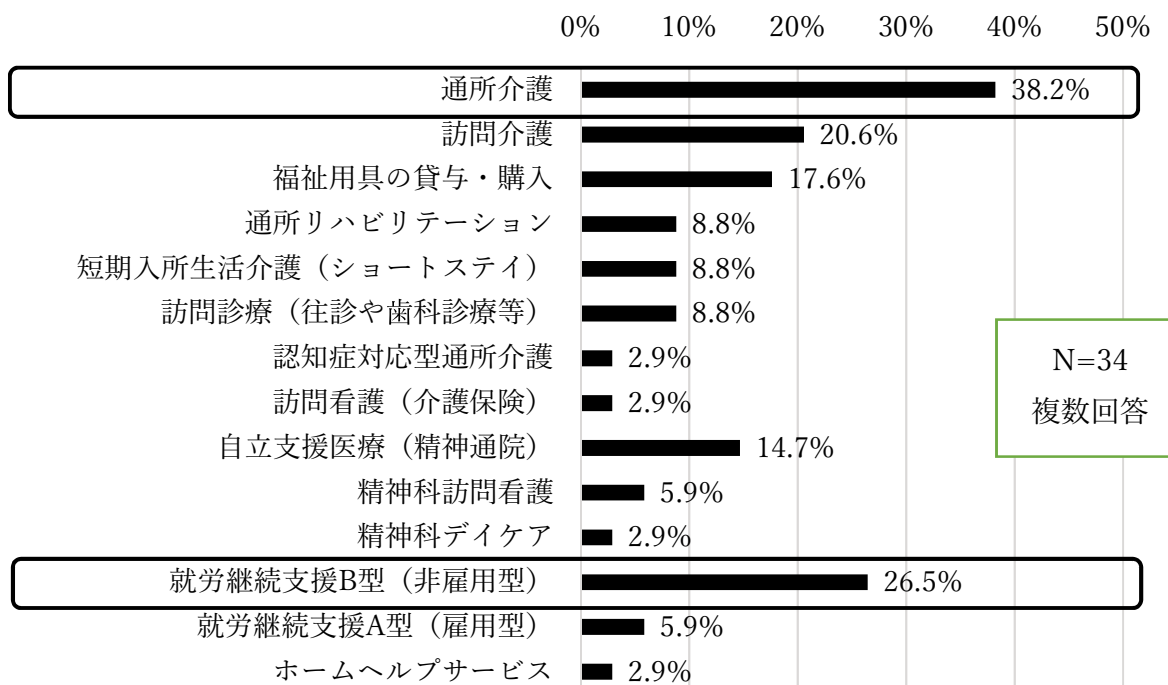
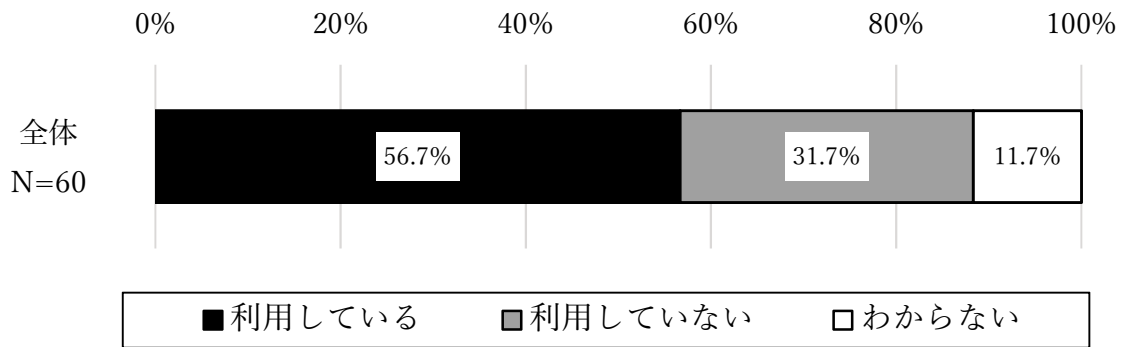




⑦調査時の障害者手帳の取得状況及び種類と等級



⑧調査時のサービス（介護保険・医療保険・障害福祉サービス）利用状況と内容



市オレンジプラン（令和3年3月改訂版）の推進について（今後の方針）

1 市オレンジプラン（令和3年3月改訂版）の推進についての3つの視点

① 地域共生社会の実現 ② 本人発信の支援 ③ 新しい生活様式への対応

2 市オレンジプラン（令和3年3月改訂版）の推進に向けての新たな取組み

(1) 認知症サポーターによる認知症の方やその家族への具体的な支援につなげる仕組みづくり

認知症サポーターはできる範囲で手助けを行い、認知症の方やその家族を温かく見守る「応援者」の考え方を維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターがチームを作り認知症の方や家族のニーズにあった具体的な支援につなげる仕組みづくりを行います。

(2) 認知症の方が情報を発信できる場の構築

認知症啓発月間などに開催する認知症啓発に関するイベントで、認知症の方が自らの言葉で自身の思いなどを発信する場の構築に努めます。

(3) 認知症カフェのあり方の検討

コロナ禍を契機とした認知症カフェにおける感染症対策や、人と人とが集まるのが難しい場合の認知症カフェのあり方を検討します。また、認知症カフェ同士のつながりの強化に向けた取組みを実施します。

(4) 若年性認知症の実態に応じた対策の推進

若年性認知症の実態を把握すると共に、若年性認知症の人の支援ニーズを踏まえた支援が提案できるよう、関係機関との連携体制づくりなどの取組みを推進します。

(5) 成年後見制度の中核機関の機能拡大による利用促進

適切な成年後見人等の選任（受任調整）や後見人等選任後の状況に応じた必要な見直し（モニタリング）など、成年後見制度の利用を必要とする認知症高齢者等が、より本人にふさわしい形で制度を利用できるよう、関係機関と協議、検討を進めます。

北九州市オレンジプラン（令和3年改訂版）の概要

オレンジプラン（計画期間：令和3年～令和7年 事業の目標設定年度：令和3年度～令和5年度末）

基本理念

市民一人ひとりが、認知症を正しく理解し、誰もが安心して暮らせる『みんなで支えあうまち』

基本方針

- 1 市民一人ひとりが認知症のことを正しく理解する（普及啓発）
- 2 認知症の人やその家族を支える体制を構築する（支援体制）
- 3 認知症の人やその家族の視点や意向を尊重する（意向尊重）

基本的な施策

1 認知症への理解を深め「やさしい地域づくり」の推進

- <1-1> 認知症の正しい知識の普及促進
- <1-2> 認知症の人が暮らしやすい地域づくりの推進
- <1-3> 認知症の人が自らの言葉で自身の思いなどを発信できる場の構築

2 認知症の人の生活を支える医療・介護体制の構築

- <2-1> 認知症の早期発見・早期対応
- <2-2> 地域での生活を支える医療・介護体制の構築
- <2-3> 医療・介護サービスを担う人材育成

3 認知症の人や家族を支える相談・支援体制の強化

- <3-1> 認知症の人を支える家族等への支援
- <3-2> 認知症の人の安全確保
- <3-3> 地域での日常生活の支援

4 認知症予防の充実・強化

- <4-1> 市民の予防に関する知識と意識の向上
- <4-2> 生活習慣病・介護予防と一体化した取組みの推進

5 若年性認知症施策の強化

- <5-1> 若年性認知症の早期発見・早期診断
- <5-2> 若年性認知症の支援体制の強化

6 地域・民間・行政が一体となった認知症対策の推進

- <6-1> 認知症の人やその家族の視点の重視
- <6-2> 協働の取組みの推進

7 権利擁護・虐待防止の充実・強化

- <7-1> 高齢者の権利擁護の推進
- <7-2> 高齢者の虐待防止対策の強化

オレンジプラン（令和3年改訂版）の推進に当たって

3つの視点

- ①地域共生社会の実現 ②本人発信の支援 ③新しい生活様式への対応

取り組む主な分野

普及啓発 医療・介護 家族・介護者支援 安全確保 認知症予防
就労支援 社会参加 権利擁護・虐待防止 など

認知症の人とともに、地域・民間・行政が一体となって取り組む

当事者・家族 地域住民・団体 社協 支援団体 企業（小売業、金融機関、交通 など） 学校 医療機関（認知症疾患医療センター、ものわずれ外来、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師 など） 介護・障害サービス 権利擁護に係る専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会 など） 行政（警察、ハローワーク など） など